

リローカルタウン京都大原百井（旧百井青少年村）利用規約

リローカルタウン京都大原百井では、みなさまに快適にお過ごしいただくとともに、自然環境を守りながら安心・安全にご利用いただくための“ガイドライン”をご用意しています。

ご利用に際しては、以下に定める規約・禁止事項・注意事項、他公序良俗を必ずお守りくださいますようお願いいたします。お守りいただけない方は、スタッフより改善指示を出させていただきます。

指示に従っていただけない場合、昼夜を問わず退場していただく場合があります、その場合は利用料等の返金は一切できません。また、次回からの利用をお断りさせていただきます。

■火の取り扱いに関して

- ・焚火は許可されたエリア内でのみ行ってください。
- ・焚火の際は周囲の枯葉などを除去し、延焼を防ぐ手立てを必ず講じてください。
- ・地面に直接焚火をする事は禁止しております。焚火台やBBQコンロ等を使用してください。
- ・燃え残った炭などは火消し壺等に入れお持ち帰りいただくか、指定の炭壺にお入れください。
- ・近くに水を用意し、危険な場合にはすぐに消火できる状態で焚火を行ってください。
- ・枯葉を使用しての焚き付けは枯葉が舞い上がると大変危険ですのでおやめください。
- ・乾燥注意報が発令されている時や強風の際は、火災の危険が高まりますので焚き火はおやめください。
- ・延焼の防止や植物（コケ類等含）の保護に対し、必要な手立てが講じられていない場合、ご利用の中止、または契約を解除する場合があります。
- ・キャンプファイヤーをされる場合は、消防署に届出を行う必要があります。予約時にご相談ください。（届け出なしの実施は違法です）

■動植物に関して

〈樹木の伐採に関して〉

- ・樹木の伐採は原則として禁止とさせていただきます。
- ・伐採を行う場合は、事前に施設管理者に伐採計画書を提出し、許可を得たうえで、計画書に添って実施してください。但し、伐採は重大な事故を引き起こす危険があります。装備などの準備をしっかりとした上で必ず周りに人がいないか確認し、複数人で行ってください。なお、事故などが起きた際には一切の責任を負いません。
- ・動植物（山菜、タケノコ、キノコを含む）を採取する際は、施設管理者に事前に要望し、指導や説明を受けてください。無断での採取は行わないでください。
- ・折れた樹木等危険な場所には近づかず直ちに施設管理者へお知らせください。

<特定外来生物（植物）の持込禁止について>

- ・特定外来種に指定されている植物や生物の持込み、栽培、放逐を固く禁じます。

【参考】

特定外来生物（植物）とは：海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。特定外来生物（植物）は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。

<動物への対策に関して>

- ・食べ物は放置せず、密閉してケースや車内に片付けてください。その他動物に食物を与えることもおやめください。獣害の危険が高まり、他の利用者様に迷惑や、動物自身の生活の安全を脅かす可能性があります。
- ・周辺地域ではクマやイノシシやスズメバチ、毒性のあるヘビ、その他小動物が生息しています。当敷地内は安全が確保されているわけではありませんので、利用者様自身で対策を講じてください。弊社では被害の責任が持てませんの

で、ご理解いただいた上でエリアをご利用ください。

■損害賠償について

- ・リローカルタウン京都大原百井および周辺地域に火災や植物、建物の損壊等の被害を引き起こした場合には、損害を賠償していただきます。
- ・上記の事故・災害に対する補償、賠償については各自で保険にご加入ください。（傷害保険・個人賠償責任保険・アウトドア保険等）

■水について

- ・本施設の水は、清涼な地下水をくみ上げる井戸により供給しております。飲料水検査も行っておりますので、安心してご利用ください。
 - ・本施設の生活排水は、河川（百井川）への直接排水となっており、すぐ下流で農業用水に利用されています。洗剤等を使用される場合は生分解性の高い石鹸等をご利用ください。
- ※イベント等で大量の食器洗浄等が必要な場合、別途ご相談ください。
- ・生ゴミ等の有機物の流入は、河川の水質低下につながります。十分にご留意いただき、ゴミはできるかぎりお持ち帰りください。
- ※家庭ゴミの収集は行われておりませんが、イベント等で大量のゴミ（生ゴミ含）が出る場合や、年間契約で滞在期間が長い場合など、事業ゴミ収集が可能です。別途ご相談ください。

■騒音等に関して

- ・隣接区画やサイトに他のお客様がおられる場合、その睡眠やくつろぎを妨げないよう、良識と思いやりをもってご配慮願います。
 - ・楽器演奏に関しては、アンプを利用しないアコースティック楽器に限り夜9時までお楽しみください。
 - ・音楽プレーヤーに関しても、夜9時以降のご利用はイヤホン等をお使いください。
 - ・隣接区画やサイトに他のお客様がおられる場合、発電機の使用はご遠慮ください。
- ※アンプを用いた楽器演奏や発電機の使用に関しては、イベント開催時等は別途ご相談ください。

■お車・駐車場について

- ・施設敷地内を通過している道路は京都市所有の公道です。山林作業の方の車両や緊急時の車両通行もありますので、道路をふさいだり、他者の通行の妨げにならないようご注意ください。
- ・施設敷地内で車両を動かす際はハザード点滅等、周囲に注意して徐行運転（10 km/h 以下）してください。
- ・駐車場での長時間のアイドリングはご遠慮ください。
- ・当施設のご利用に関係のない駐車は、固くお断りします。
- ・駐車場内およびお近くでお子様を遊ばせないよう保護者の方はご指導・ご注意ください。
- ・日没後の車の出入りは、事故防止の為行わないで下さい。
- ・施設内には車の乗り入れができないエリアがあります。また、車種や天候によっては乗り入れ困難となる場所もございます。各自ご判断頂き、無理に乗り入れないでください。
- ・駐車場内での事故やトラブル等につきましては、責任は一切負いません。
- ・事故を起こした場合は、ご自身で警察などに連絡し対応をしてください。

■ペットに関して

- ・ペットから目を離さないようにしてください。無駄吠え、呼び戻し等、しつけのできていないペットはご利用できない場合がございます。
- ・動物が苦手な方も いらっしゃるので、周りの方への配慮をお願いいたします。

・ペットの排泄物の後始末は飼い主さんが必ず責任をもって行ってください。

■その他の一般ルール

- ・施設はきれいに使用し、共用部分（水場、トイレ、駐車場等）は譲り合いのご利用をお願いいたします。
- ・貴重品はできる限り持ち込まないでください。施設内および駐車場などでおきた金品等の盗難や、その他ご利用者間でのトラブルで生じた損害に対しては、一切の責任を負いかねます。
- ・許可なく、ドローンや無線航空機（一部有線の物も含む）の飛行・撮影は不可です。
- ・レンタル用品や備品については、破損等無いよう丁寧に取り扱ってください。また、必ず返却すること。
- ・アルコール飲料の持ち込みなどは自由です。（飲みすぎには充分気をつけましょう。）
- ・喫煙は所定の喫煙所をご利用ください。
- ・ゴミは分別し各自お持ち帰りください。

※イベント開催時や長期滞在時に関しては、別途ご相談ください。

・行商、勧誘、募金、出店などキャンプ場管理者の許可がない場合は行わないでください。

■利用のお断りについて

次の場合、リローカルタウン京都大原百井の利用をお断りすることがありますので、ご了承ください。

- ① 個別の利用契約又はこの利用規約の内容に反する行為が認められたとき
- ② 法令又は公序良俗に反する行為が認められたとき
- ③ 他のお客様や近隣住民のご迷惑となるような言動が認められたとき
- ④ 暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずるもの又はその構成員による利用と認められたとき
- ⑤ その他、適切でないと判断されたとき

制定日：2025年7月1日

※この規約は、随時更新されますので、予約の際に都度ご確認をお願いします。

■特記事項

タイニーハーバー、森の区画レンタルをご利用の場合は個別に規定を定め、別途契約を締結させていただきます。

※現地説明会や個別契約時に、リローカルタウン京都大原百井に境界を接する、本施設の所有ではない山林について、その境界線を明確にご説明いたします。その境界を犯し、本施設所有ではない山林への立ち入りや、森の産物を無断で伐採・採取、もしくは破損した場合、民法上の賠償責任を負うだけでなく、刑事罰となる可能性がございます。施設のコンセプトと意義を理解し、また長い年月にわたり山を守り続けている地域の山林所有者の思いを大切に、最大限の責任と良識を持って規則を遵守ください。

違法行為や迷惑行為があった場合、山林所有者や警察への通報を行います。また、警察からの捜査上の要望や、山林所有者やその代理人からの合法的な要求があれば、違反者の個人情報を提供いたします。

【参考】

- ・軽犯罪法1条32号：入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入った者は、これを拘留又は科料に処する
- ・刑法261条：他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する
- ・森林法197条：森林においてその産物（人工を加えたものを含む。）を窃取した者は、森林窃盗とし、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する
- ・民法第709条：故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う